

# 昭和63年教育職員免許法改正における 専門性向上政策と教師像について

—大学における教員養成制度改革過程の単位数増加に関する議論を通して—

## On the improvement policy of professionalism and teacher image in the 1988 Educational Personnel Certification Law:

Through a discussion on the increase of required units  
in the process of reformation of the teacher education in universities

吉田尚史  
Naofumi Yoshida

### はじめに

公教育諸学校の教師に求められる姿や力量は、その国の教育理念や制度、時代や社会の変化に影響を受ける。学校教育の実践において、カリキュラムの基準が位置づけられれば、それに対応する教師像や力量が求められる。

一人一人の子どもの経験が、その子どもを成熟した人間として形成へ導き、経験の豊かさがその成熟を豊かなものとするならば、経験の豊かさを保証するには、子どもの成長・発達の理解を基盤とし、子どもの日々の活動が豊かな学習経験となる機会や環境を構想できる力量が教員養成の過程で形成されることが求められる。

このような力量形成が養成課程に求められる場合、教育職員免許法が教職課程に求める教員養成のための教育課程・教育内容・方法、その時に学校教育カリキュラムが求める学習経験と内容・方法、それが各養成校での理想的教員像や科目配置、実践方法として具体化される内容・方法との関係性、連続性が問題となる。

以上の観点から教師の専門性を担保する要因を、免許法改正の前提となる諸審議会答申、幼稚園教育要領の内容をふまえた上で、戦後教員免許制度の大きな改正となった昭和63年教育職員免許法改正時の国会審議における議論の過程を分析し、特に幼稚園教諭の教師

像と専門性の形成に直接関与すると考えられる養成課程カリキュラムにおける単位数増加についての問題を検討する。

### 1. 専門職としての教師像と「教職に関する専門教育科目」の位置づけ

昭和63年の教育職員免許法改正に先立ち、教員養成制度の改革について審議した教育職員養成審議会は、昭和62年の答申『教員の資質能力の向上方策等について』において、教職の専門性を担保するものとして以下のように述べた。

学校教育の直接の担い手である教員の活動は、人間の心身の発達に直接かかわるものであり、幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものである。このような専門職としての職責にかんがみ、教員については、教育者としての使命感、人間の成長・発達についての理解、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力が必要である。

これらは学校教育活動における特性として、人間の成長・発達についての理解、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力を条件としているも

のである。さらに人間の心身の発達、人格形成に直接的に関与する立場にあることに由来する責任感を職務に要求するものである。

戦後の我が国において、上記のような教育専門職としての特性である専門的知識や特別な技術の獲得、人間の成長・発達についての理解、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力は、養成および研修としての現職教育によって支えられるものである。

我が国の養成制度は、その基本理念として大学における開放制教員養成と相当免許主義に基づく教員養成カリキュラムを規定している。すなわち教育内容についての知見の獲得、教育活動における専門的知識・技術の獲得として、各学校段階・担当教科に対応した「教科に関する専門教育科目」、教育の原理、指導法、対象の理解、教育実習などを含む「教職に関する専門教育科目」、教職における教養の素地となる外国語、体育、日本国憲法など教育職員免許法施行規則66条の6に規定される科目群により構成されることが規定されるものである。

特に教育内容・方法については幼稚園における幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校における各学習指導要領と教育課程についての理解、保育内容・教育内容としての教科の指導法が教員免許取得のために必須とされているが、教員養成カリキュラムの構成は、内容・方法に限らず教師の専門性の基盤を形作ることと考えれば、単に教育目的や教育内容・方法の理解だけでなく、実践における「対象の理解」を含む「教職に関する専門教育科目」が教員養成カリキュラムにおける教職の専門性を形成する際に重要な位置づけにあると考えられる。

## 2. 平成元年版幼稚園教育要領における教師像と専門的力量

昭和39年の改正以来25年ぶりに改正された平成元年版の幼稚園教育要領では、幼稚園教育にあたっての基本として、「幼児期の特性をふまえ環境を通して行う」とことと明示された。この方針は、その後の平成10年版、平成20年版の幼稚園教育要領においても変わらず、中心的な考え方として据え置かれたものである。

この基本の上に構成される幼稚園教育のカリキュラ

ムは、幼児の発達をふまえ、主体性を重視し、それぞれの子どもの持つ生活経験と特性に応じた発達課題を教育活動の中心に据えることが重視されるものである。その前提となる成長・発達観は、自ら周囲の環境に積極的にかかわる中で、自分にとっての環境の意味を理解し、その環境の中で生命の安定を図り、生活を展開していくという子どもの姿であった。

このような成長・発達観から、幼稚園教育において「環境構成」の重要性が敷衍されるものであり、子どもが日常的に接する人的・物的な環境の構成には、子どもの生活経験、発達段階、発達課題、興味・関心を前提とした教師による教育的意図が反映されることが重要となる。

すなわち教師に求められる姿は、子どもの発達と特性を理解すること、個性の伸長と理想的人間像への接近を目指した人格の完成という公教育の目的へ向かい目標を達成するための方法として人的・物的な、あるいは時間的・空間的な環境を構成すること、そこで子どもが積極的・主体的な活動を行い、子どもの自身の生活を充実するための指導・援助を実践することであり、従って、それぞれの子どもを理解する力量は、教育活動を子どもの経験として具体化する際に重要な要件と考えられる。平成元年版の幼稚園教育要領において教育上重視する事項として、

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

と規定され、以下の3項目はこの力量の具体化と捉えることができる。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を

中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。<sup>1</sup>

幼稚園教育の教師にこのような要件、あるいは力量が求められるとすれば、養成段階である大学教職課程においてその基盤の形成が必要となる。大学における開放制教員養成制度と相当免許状主義による戦後の教員養成制度において、教師としての力量形成の基盤はそこに配当される各科目の学習を中心としてなされるものであり、この理念を具体化するものとして、教育職員免許法および同法施行規則が規定する教員養成カリキュラムが、専門職としての教師像に大きな影響を及ぼすこととなる。

これらの点において「子どもを捉える」ことが幼児教育実践において重要な出発点となり、専門職としての教師に求められる不可欠な力量あるいは資質であるとするならば教員養成の段階においてその基盤となる学習経験が必要となると考えられる。幼稚園教育要領における教師像の実現においても、教育職員免許法における教員養成カリキュラムにおいて「教職に関する専門科目」に配当される科目群がその学習経験を担うものと考えられる。

### 3. 昭和63年教育職員免許法改正案における力量形成の観点

戦後学校教育制度における教員の資格は、昭和24年に制定公布された教育職員免許法（昭二四年五月三十一日法律第百四十七号）によっており、同法第4条において免許の種類を、同法第5条および別表第1において免許授与の基礎資格が規定された。免許種は普通免許状、仮免許状および臨時免許状の3種とされ、普通免許状が一級普通免許状、二級普通免許状に区分された。これらの区分は、それぞれの基礎資格として在学年数と取得単位数および大学における最低修得単位数

が区分され規定された（表1）。この最低修得単位数の規定はさらに同法施行規則第1条から第3条において具体的に規定され、その後、細部の改正を行いつつ、昭和63年の改正まで制度の骨子を形作っていたものであった。

昭和63年第一百十三回国会に提出された教育職員免許法改正は「臨時教育審議会の答申および教育職員養成審議会の答申を受け」たものであり、「教員免許制度の改善を図る」目的を持つものとされた<sup>2</sup>。

制度改正の前提となる教師像について、提案趣旨説明を行った中島源太郎文部大臣は、その活動が「人間の心身の発達にかかわるものであり、幼児、児童、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす」ものであるとの認識を示した。このような教師像に求められる資質能力の向上は養成、採用、研修の各段階を通じて「総合的に図られるべき」であることを前提としつつ、

その最初の段階である養成教育において真に教員にふさわしい人材を育成することが肝要でありま<sup>3</sup>す。

として、特に養成段階の重要性が強調された。

ここで述べられているように、これらの改正は養成段階において「真に教員にふさわしい人材を育成」することが求められ、「専門性の一層の向上」および「教職により深い学識を備えた者を招致する」ということを企図する提案であったが、これらの背景には臨時教育審議会の答申および教育職員養成審議会の答申による方向性があった。

#### ・臨時教育審議会答申

臨時教育審議会は昭和59年8月発足し、公教育全般に対する改革の方向性として、

- ・個性重視の原則
- ・生涯学習体系への移行
- ・教育が直面している最重要課題としての国際化・情報化への対応

の3点を挙げ、昭和60年6月から昭和62年8月まで4回にわたり答申を行った。臨時教育審議会の議論では、教員養成について開放制教員養成制度を維持し

表 1 昭和24年 教育職員免許法 第五条および別表第一 (抄)

第五条 普通免許状及び仮免許状は、別表第一、第二若しくは第三に定める基礎資格を有し、且つ、大学若しくは文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第三に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。但し、左の各号の一に該当する者には、授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む)。但し、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く

三 禁治産者及び準禁治産者

四 禁心以上の刑に処せられた者

五 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 免許状は、国立又は公立の学校の校長及び教員並びに教育長及び指導主事にあつては、都道府県の教育委員会、私立学校の校長及び教員にあつては都道府県知事(以下「授与権者」という。)が授与する。

3 臨時免許状は、普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第二項各号の一に該当しない者には、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則の定めるところにより、授与するものとする。

免状の種別	基礎資格		大学における最低修得単位数			
	科目	養一般	専門	科	目	目
(中略)	一級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	二四	二五	
	二級普通免許状	大学に三年以上在学し、六十二単位(内二以上を修得すること)。	一八	二二	二〇	
	仮免許状	大学に一年以上在学し、三十一単位(内二以上を修得すること)。	一五		一五	

備考

一 「単位」は、大学(学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む)において、学生(生徒及び受講者を含む)が、科目について、その種類に応じ、左に掲げる基準により定める課程を履修した場合に与えるものとする。(別表第一から第七までのばあいにおいても同様とする)

イ 一時間の授業につき二時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業の課程

ロ 二時間の授業につき、一時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、三十時間の授業の課程

ハ 前二号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、四十五時間の授業の課程

二 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状又は、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の二級及び二級の普通免許状の授与の所要資格に関しては、この表中「大学」には、それぞれ、大学の別科若しくは文部大臣の指定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教員養成機関又は文部大臣の指定する盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員養成機関を含むものとする。

三 この表中「甲」とは、中学校の教諭にあつては社会、理科、家庭及び職業の、高等学校の教諭にあつては社会、理科、家庭、農業、工業、商業及び水産の各教科についての免許状の授与を受ける場合を、「乙」とは、中学校の教諭にあつては国語、数学、音楽、図画工作、保健体育、保健、職業指導及び外国語の、高等学校の教諭にあつては国語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、職業指導及び外国語の各教科についての免許状の授与を受ける場合をいう。

近代日本教育制度史料編纂会 編、『近代日本教育制度資料 25』、1956、大日本雄弁会講談社、p.24、pp.30-31より作成

つつ、学校教育の多様化の観点から、第2次答申において、特別免許状制度・特別課程の創設等教員免許制度の柔軟化、教員採用選考方法の多様化・採用スケジュールの早期化、初任者研修制度の創設、が提言された<sup>4</sup>。

#### ・教育職員養成審議会答申

また臨時教育審議会と同時期に活動した教育職員養成審議会は、昭和61年5月に教員の養成・免許制度および資質能力の向上方策全般についての具体的改善方針の検討、六年制中等学校の教員資格の検討について諮問を受け、翌昭和62年2月に答申を行った。この答申は『教員の資質能力の向上方策等について』と題され、普通免許状の種類の変更、特別免許状制度等免許制度への変更案とともに、大学における教員養成制度の改革案として、教職特別課程制度などの創設、教員免許取得に必要な専門教育科目等の単位数などの変更が提案された

ここで提案された普通免許状種別は、従来の一級、二級から、専修、標準、初級の3種類への変更であり、各免許に必要な専門教育科目数も大幅に増加するものであったが、特に、「教職における専門教育科目」においては、科目区分を弾力化するとともに、各区分において4～6単位増加させた案であった。また実践的指導力の育成の観点から教育実習の単位数を増加したことも特徴であった。

#### ・免許制度及び養成制度への主要な改正点

これらの答申内容をふまえた昭和63年の改正の主要な点は、普通免許状の種類の変更、特別免許状制度の創設、普通免許状授与に必要な修得単位数の引き上げ、一年制の教職特別課程制度の創設、教育職員検定により他免許種授与に要する最低在職年数・最低単位数規定および二級普通免許状所持者が一級普通免許状授与における15年ゼロ単位特例の廃止などであった<sup>5</sup>。これらの内、普通免許状の種類の変更は、免許種別、授与要件となる基礎資格、大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数の変更を伴うなど、教員免許取得に関する基本的要件を大き

く変更するものであった(表2)。養成制度の改正について趣旨説明では、

大学の養成においては、幅広い人間性、教科・教職に必要とされる基礎的、理論的内容と実践的指導力の基礎を確実に修得させる必要があると考えております<sup>6</sup>。

と述べられた。これは大学における養成を、人間性の涵養とともに、教職の基礎的、理論的内容の学習および実践的指導力の基盤形成を目指した学習を基礎とする専門性基盤を持つことを目指すと捉えたものである。

またその実現のために開放制教員養成制度を前提とし、養成課程における専門性の向上と教職により深い学識を備えた者を招致の必要が求められた。

一方、免許制度の改正については「学校教育の多様化等に対応するため」に社会的経験を積んだ教員にふさわしい者を教職につくことを可能とし「これによって学校教育に生氣と広い視野を与える」ことを期待する趣旨の説明がなされた<sup>7</sup>。

以上のような養成観を前提とした改正の要点について文部大臣の提案趣旨に沿って整理すると以下の(a)～(f)の6点となる。

#### (a) 普通免許状の種類改善

従来の一級普通免許状、二級普通免許状を、専修免許状、一種免許状、二種免許状へと変更し、各免許種の基礎資格として、専修免許状において修士の学位が、一種免許状においては学士の学位を有することを要件とする

#### (b) 社会人として有為な人材を教員として活用するための措置

- ・特別免許状：担任教科についての専門的な知識または技能を有し社会的信望等がある者を都道府県教育委員会に推薦し、その推薦に基づき、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格した者に対して授与
- ・特別非常勤講師：教科の領域の一部に係る事

表 2 昭和63年 教育職員免許法等の一部を改正する法律 別表第一 (抄)

第一欄		第二欄	第三欄			
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数			
			教科に関するもの	教職に関するもの	教科又は教職に関するもの	特殊教育に関するもの
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一八	四二	二四	
	一種免許状	学士の称号を有すること。	一八	四二		
	一種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	二〇	二七		
(中略)						
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一六	三五	二四	
	一種免許状	学士の称号を有すること。	一六	三五		
	一種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	八	二三		

備考

- この表における単位の修得方法については、文部省令で定める(別表第二から別表第七までの場合においても同様とする)。
- 第二欄の「修士の学位を有すること」に任大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ)の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする)。
- 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第二欄及び第三欄の「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、一般教育科目及び保健体育科目につき特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二の場合においても同様とする)。
- 第三欄に定める専門教育科目の単位は、文部大臣が、第十六条の三第一項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という)において修得したもの又は免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当であると認めるものでなければならない(別表第二の場合においても同様とする)。
- 前号の認定課程には、第三欄に定める専門教育科目の単位のうち、教職に関するもの又は特殊教育に関するものの単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 専修免許状に係る第三欄に定める専門教育科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれ一種免許状に係る同欄に定める専門教育科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数について、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。
- 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工業、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関するものの欄に定める単位数(専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関するものについて修得することができる。

現代日本教育制度史料編集委員会 編、『現代日本教育制度資料 55』、1992、東京法令出版、pp.42-43より作成

項等を担任する非常勤講師については、授与権者の許可を受けて、免許状を有しない者を充てることを可能とする

- (c) 大学において普通免許状の授与のために修得することを要する単位数の引き上げ等

学校教育において求められている教育の方法・技術、生徒指導、特別活動等の指導力の向上を図るため大学において普通免許状の授与を受けるために修得することを必要とする単位数の引き上げを行う

教育実習については、その構造化と内容の改善を図るため、新たに事前及および事後指導を必修とする

大学における単位の修得については、大学卒業後の免許状の取得を容易にするため、大学が設置する一年間の教職特別課程においても単位を修得し、免許状を取得することができるなどの措置を講じる

- (d) 教育職員検定における必要条件の変更

教育職員検定により他の種類の免許状の授与を受ける場合に必要とする最低在職年数と最低単位を定め、最低在職年数を超える在職年数がある場合にはそれに応じて通減する単位数を規定、および現行の二級普通免許状を有する者が一級普通免許状の授与を受けようとする場合に15年の在職年数があれば単位修得を要しないとしている特例を廃止

- (e) 文部省令による中学校・高等学校免許状免許教科の授与

中学校・高等学校の免許状について、学校教育の内容の変化等に対応し、これらの教科を担当する教員の確保を速やかに行うため、免許法において定められている免許教科のほか文部省令で定める免許教科について授与可能とする

- (f) その他所要の規定の整備

以上の項目を主要な変更点として教員養成カリキュ

ラムの変更を伴う免許制度の変更が提案された。これらの変更のうち、養成段階における専門性の基盤形成の点から必要最低取得単位数の引き上げは重要な変更であり、特に引き上げられる単位数の内容および養成カリキュラムの規定について注意を要するものであった。

必要最低取得単位数については、一種免許状についてみると、「教科に関する専門科目」については単位数の変更がないことに対し、「教職に関する専門科目」は大きく増加することとなった。法案の提案趣旨からすれば、増加した部分が教職の力量形成において資質向上を担う部分であることになる。一方、養成カリキュラムの規定について、従来「教職に関する専門科目」の内容が「教育原理」、「教育心理学」等と科目名称で規定されていたものが、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」等、区分ごとの単位数が規定されることとなり、教職に求められると考えられる具体的な内容の詳細は養成機関において配当される科目によることとなった。これは養成機関の特徴と独自性が養成カリキュラムに反映可能となる変更である一方、基準の緩和による質保障の安定性を欠く可能性を持つものと考えられる。

#### 4. 国会審議における必修単位数に関する議論

第130回国会に提出された教育職員免許制度の改正提案について、開放制教員養成制度の変更の観点から免許三段階制への改正と基礎資格・必要単位数の変更について、相当免許主義の観点および教職の専門性の観点から特別免許状および特別非常勤制度の創設についての危惧が指摘された。本節では趣旨説明に対する質疑から、前節で挙げた必修単位数の変更を中心に、政策形成過程において目指された専門性向上の意図を検討する。

衆議院本会議における趣旨説明の後の質疑では2名の議員から質問がなされた。一人目の馬場昇議員は、

・・・戦後の教員養成は、戦前の師範学校教育の弊害の反省の上立って、教員に広く人材を求める観点から、国公私立を問わず各大学において必要な教育課程を履修すれば教員への道が開かれ

た、開放制が原則になっています。

今回の改正案は、教職単位数を引き上げることによって、一般大学での履修を困難にしています。最初から教員養成の目的大学に入学した者のみしか教員になれないという、旧師範学校養成に逆戻りする危険性があると思うが・・・また一方では、特別免許状により非常勤、パートタイムの教職員が多くなり、正規資格教職員を減少させることにはなりませんか<sup>8</sup>。

との質問を行い、これに対して中島文部大臣より

・・・今回の改正案は、あくまでも開放制の原則に立ちながら、教員養成課程における専門性の一層の向上を目指したものでございまして、現職研修を重視する措置を講じようとするものでありまして、御指摘のような師範学校のような教員養成を志向するものではございません。

次に、特別免許状についてであります。特別免許状は、学校教育の多様化に対応するという観点から、相当の社会的な経験を有する者を教育界にお迎えをするという目的の免許状でございまして、これを有する教員は非常勤の教職員でなく、教諭として勤務をしていただくのが当然であろうと思っております。

このような特別免許状は、社会的経験を有する者に担当させることが適当な教科である、そういうものについて一定の手続のもとに授与されるものでありますので、その創設によりまして、御指摘のような普通免許状を有する教員が減少するのではないかというような御心配には当たらないと思います<sup>9</sup>。

との答弁であった。

この答弁内容によれば、基礎資格・必要単位数の変更は教員養成課程における専門性の一層の向上を目指すために必要となるものであり、基礎資格としての学位規定および必要となる単位数の増加によって、その向上を目指したものとされる。また同趣旨で大学院修士課程修了を基礎資格とする専修免許状が現職研修を促進することにつながるものとして改正構想に位置づ

けている。

一方、教職課程を経ず取得可能となる特別免許状については、学校教育の多様化に対応することをその主旨としている。制度改革におけるこれらの改正趣旨は参議院本会議における改正案の成立まで一貫したものであった。

専門性の向上を目指すとしてされた基礎資格規定および必要単位数の増加であったが、この議論から従来の養成カリキュラムにおける教師像を変更するものとして捉えることができる。

続いて質問を行った藤原ひろ子議員は、求められる教師像とその実現に条件整備が必要となることを指摘した上で<sup>10</sup>、改正法案における教師の資質向上の関係について、大学における免許状取得に必要な専門教育科目の修得単位数が「三から十一単位も大幅に」引き上げられることについて以下のような問題を指摘している。

現行の単位数でさえ詰め込みとの批判があり、これ以上増加させられれば、時間に追われて、ゆとりを持って資格を取ることなど困難になるでしょう。大学で教師の資格を取る場合は、決められた単位だけ修得すればよいのではなく、専門の学問分野についての学術的基礎を培い、個性豊かな人間的資質を磨くことが不可欠であって、これを欠くなら、形式的に資格要件を満たせばよいという傾向や、教育系大学以外での免許取得が困難となる事態を招来しかねません。何よりも問題なのは、職業訓練的性格が濃くなり、狭い教育技術や方法の枠内に教師養成教育を閉じ込める、すなわち、かつての師範学校型養成につながることで、これらの点についてどのように考えているのか、お答えいただきたい。

さらに、この単位の増加は、大学の自主性を侵害することにもなります。どのような教職専門科目を開講するかということは、各大学が教育に関する基礎科学の研究を土台としながら、自主的に決めるべき事柄です。大学が自主的で個性的なカリキュラムを組めるように、必要な人的、物的条件を整えることこそ今日求められているのではないのでしょうか<sup>11</sup>。



ここで問題とされたものは、大学における教員養成に求められるものが「専門の学問分野についての学術的基礎を培い、個性豊かな人間的資質を磨くこと」であるとした場合、免許取得に必要な単位数の増加は、豊富な学習経験に要する時間的な余裕の低減と、教職課程カリキュラムにおいて開講可能な「自主的で個性的な」科目数および履修可能な科目の低下であった。

戦後の教員養成制度における「個性豊か」で多様な教師像はまた、教育に関する専門的知識と発達についての科学的な知見を身につけ、科学的真理、真実に従い、自主的に考え、取り組むという専門的知識・技術の獲得と維持、公共的性格に由来する職業的責任感といった専門職としての要件を体現するものと表現されるものであった。教職がこのような子どもの人的・物的環境を構成する際に重要な役割を担う専門職であるとの観点に立てば、必要単位数の増加は一方で専門性を裏付けるものとして知識技術の獲得、研究的態度の養成を形成するものと捉えられるが、他方でその阻害を招くものであった。

単位数増加に関する中島文部大臣の答弁は上記の馬場議員への答弁と同趣旨であり、開放制の原則維持、学校教育の実際に即した専門的知識・実践的指導力の涵養を目した単位数の引き上げであるとされた。

この引き上げに対する免許種及び養成校種による影響についての見解も同様に大きな影響がないものと捉えられた。

一般大学において教職課程履修者が多い中学校・高等学校教諭一種免許状の場合は影響が少なく、国立教育系大学と比しても「一般大学においても十分対応が可能」との認識を示した。また衆議院文教委員会にて政府委員として出席した倉地文部省教育助成局長の答弁においても同様に中学校・高等学校教員の養成課程について「さほど大きな影響にならないのではない<sup>12)</sup>」と述べられた。

小学校教員養成課程における単位数の増加については

・・・小学校の方は十一単位ということでございますが、小学校については、私立大学を見ましてもある程度小学校の教員の養成ということで教

育課程が組まれているわけですので、若干の御努力をいただければこうした措置ができるのではないか・・・<sup>13)</sup>

というように、私立大学における小学校教員養成課程が、教員養成に特化したカリキュラムを持つものが多く、これも影響が少ないとの見解を示すものであった。

このような文部省の見解に対して、衆議院、参議院両文教委員会での質疑や参考人招致において、私立大学教職課程担当の参考人からも反対意見が述べられていたが、文部省の見解は一貫して教員養成課程に影響のないものとされた<sup>14)</sup>。

法案成立によって教師の力量形成の観点から大枠において必要単位数の増加が規定されたが、実質的に力量を形成し専門性を向上させるための養成段階における学習経験は各養成機関における科目配当に委ねられることとなり、これは大学における開放制教員養成制度を具体化し、公教育における多様な教師像を実現することの一つの様態と考えることができる一方、公教育において教師が備えるべき専門性の基盤形成を制度的に保障できないことになる。

## 5. まとめ

免許法改正の前提となった諸審議会答申に見られる教職の専門性の要件、あるいは幼稚園教育要領における教師の専門的力量的観点から、子ども理解に立脚した教育実践を実現できる教員の養成に求められる条件は、人間の成長・発達の理解し、公教育が求める「理想的な人間像」の条件に近づける教育過程を構想し実践する知識・技術、思考様式と行動様式の形成とともに、それぞれの子どもの特性を把握し、その子どもが置かれた環境を理解し、それぞれの条件を最適な学習の過程へ導くことができる力量と考えられる。

昭和63年の教育職員免許法改正は教師の専門性の向上を企図するものであった。しかし結果として示された単位数の規定は大綱的なものであり、各科目に含めることが必要な事項が規定されたが養成段階における学習経験と教師の専門的力量的要因を細部に対応させた規定ではなかった。

このような観点からは公教育カリキュラムとの関連

において教員養成カリキュラムにおける専門職としての力量形成の具体化とはなっておらず、教育実践に求められる教師の力量形成は、各養成機関において独自のカリキュラムで実現されることが要請されていることとなる。法改正の過程で議論されたカリキュラム過密化の問題とともに、大学ごとの教師像の違い、あるいは養成観の違いは、公教育において基準カリキュラムが持つべき教育水準の安定性を担保し得ないという問題を持つものと考えられる。

### 注

- 1 文部省、『幼稚園教育要領』、1989、大蔵省印刷局
- 2 第百十三回国会衆議院会議録第十三号、『官報（号外）』、

- 昭和63年10月20日、p.182
- 3 同上
- 4 文部省、『文部時報』第1327号、1987、ぎょうせい
- 5 第百十三回国会衆議院会議録第十三号、前掲、pp.182-183
- 6 第百十三回国会衆議院会議録第十三号、前掲、p.182
- 7 同上
- 8 第百十三回国会衆議院会議録第十三号、前掲、p.184
- 9 第百十三回国会衆議院会議録第十三号、前掲、p.186
- 10 第百十三回国会衆議院会議録第十三号、前掲、p.187
- 11 同上
- 12 第百十三回国会衆議院文教委員会議録第五号、昭和63年10月26日、p.34
- 13 同上
- 14 第百十三回国会衆議院文教委員会議録第六号、昭和63年10月28日、pp.4-5および、第百十三回国会参議院文教委員会議録第十号、昭和63年12月8日、pp.2-3およびpp.4-6